

医療費控除を活用していますか？

医療費控除とは、1月から12月の1年間に、家族の分も含めて負担した医療費等が一定額を超えたとき、納めた所得税の一部が還付される制度です。支払った医療費等の金額が10万円（または総所得金額等の5%）を超える場合、税務署に確定申告を行うことで、上限200万円まで課税所得額から控除され、税金が精算されます。



医療費控除の計算式

1年間(1~12月)に
支払った医療費
(給付金、保険金等を除く*)

— 10万円 (所得の総合計額が200万円までの方は
総所得の合計額の5%) =

医療費控除額
(上限200万円)

*生命保険などから支給される給付金や、健康保険から支給される高額療養費、出産育児一時金、一部負担還元金、家族療養費付加金等が含まれます。傷病手当金や出産手当金は含まれません。

医療費控除の対象は？

- ・医療機関等に支払った診療費
- ・治療のための医薬品の購入費
- ・通院費用や往診費用、出産費用
- ・入院時の食事療養費等の費用 など

医療費控除のより具体的な内容は、「お住まいの管轄税務署」へお問合せいただくか、または、「国税庁のホームページ」をご確認ください。



国税庁ホームページ



セルフメディケーション税制

「セルフメディケーション税制」は、ドラッグストアで売っているかぜ薬などのOTC医薬品と呼ばれる市販薬の年間購入が12,000円を超える場合に、12,000円を超える金額を、88,000円を限度として所得金額から差し引くことができる制度です。

「セルフメディケーション税制」については、厚生労働省「セルフメディケーション税制（特定の医薬品購入額の所得控除制度）について」をご確認ください。

セルフメディケーション 税 控除 対象

対象薬にはパッケージに
共通識別マークが入れられています。

厚生労働省ホームページ



※年末調整では適用されないため、自身で「確定申告」する必要があります。

従来の「医療費控除」と同時に「セルフメディケーション税制」を利用することはできません。

どちらの減税額が多いかは、国税庁ホームページでシミュレーションできます。お得な方を選んで申告しましょう。

当組合ホームページ「医療費のお知らせ」をご活用ください

当組合のホームページに「医療費のお知らせ」（医療費通知）を掲載しております。パソコンやスマートフォンにてログインしていただくと閲覧することができます。

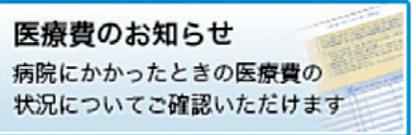
令和8年2月上旬に、令和7年1月から令和7年10月までの診療分を取りまとめた「医療費控除用データ」の配信を予定しております。国税庁ホームページ「確定申告作成コーナー」にて電子申請（e-Tax）の添付データまたは、「医療費集計フォーム」の作成としてご利用いただけます。ぜひ、活用ください。



当組合ホームページ
「医療費のお知らせ」



ここをクリックしてログイン



問合せ

東京実業健康保険組合 審査第二課 TEL 03-3663-1361(代)